

## 始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、条例の例による。

第3条 削除

(受給資格者の登録申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定により受給資格の登録を受けようとする助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、子ども医療費助成金受給資格者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 助成対象 子どもの保険証の写し

(2) 助成対象者及び助成対象子どもの属する世帯の世帯員全て（以下「助成対象者等」という。）に係る保険給付が行われた月の属する年度（当該保険給付が行われた月が4月から7月までの場合にあつてはその前年度）分の市町村民税の課税の状況を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(受給者資格証の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、子ども医療費助成金受給資格者台帳（様式第2号。以下「受給者台帳」という。）に登録及び所要事項の記載を行うとともに子ども医療費助成金受給資格者証（以下「資格者証」という。）を、当該申請をした助成対象者に交付する。

2 前項に規定する資格者証は、条例第4条第2項に規定する助成の方法（以下「現物給付」という。）の対象とならない者にあつては様式第3号、現物給付の対象となる者にあつては様式第3号及び様式第3号の2とする。

3 受給資格者は、資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

4 受給者台帳については、使用に便宜的な方法により整理するものとする。ただし、受給者台帳に記載すべき事項を始良市電子計算組織の管理運営に関する規則（平成22年始良市規則第21号）第2条第4号に規定される部門電子計算組織により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得るときは、受給者台帳の作成を省略することができる。

(登録事項変更の届出)

第6条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更（喪失）届（様式第5号）に資格者証を添えて行うものとする。

(助成金の支給申請)

第7条 条例第8条第1項に規定する助成金の支給申請は、保険医療機関等の証明（保険医療機関等が領収証を発行するときは、当該領収証）を付した子ども医療費助成金支給申請書（様式第6号）に資格者証を添えて行うものとする。

2 現物給付に係る保険医療機関等からの請求及び支払いについては、鹿児島県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部を通じて行うことができる。

(助成金額の決定)

第8条 市長は、条例第8条第2項の規定により申請があつたものとみなされるとき、又は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を

決定し、子ども医療費助成金支給決定通知書（様式第7号）又は子ども医療費助成金申請却下決定通知書（様式第8号）により、当該申請をした受給資格者に通知するものとする。

（受給資格者証の返還）

第9条 受給資格者は、その監護する対象の子どもが受給資格を失ったときは、速やかに資格者証を返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加治木町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年加治木町規則第19号）、始良町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年始良町規則第23号）又は蒲生町乳幼児医療費助成条例施行規則（平成7年蒲生町規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年10月1日規則第215号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成は、なお従前の例による。

3 新規則第4条、第5条及び第6条の規定による受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、新規則の例により行うことができる。

附 則（平成24年4月1日規則第24号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月26日規則第42号抄）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

（第7条の規定による始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則の改正に伴う経過措置）

4 この規則の施行の際現に改正前の始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則様式第3号（以下「旧様式」という。）の規定により交付されている子ども医療費助成金受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）は、第7条の規定による改正後の始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則様式第3号の規定により交付された受給資格者証とみなす。

5 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている受給資格者証の用紙で残存するのは所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年9月30日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則（以下「新規

則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成は、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新規則第4条、第5条及び第6条の規定による受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、新規則の例により行うことができる。

附 則 (平成28年12月28日規則第43号抄)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年8月27日規則第53号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定(同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える部分に限る。)及び第7条の改正規定は平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成された様式については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

- 3 改正後の始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成30年10月1日(以下「施行日」という。)以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の規則第5条第2項の規定による現物給付の対象となる者に係る資格者証の交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行日前においても、改正後の規則の規定の例により行うことができる。